

経営会議の内容

件名	大和市保育の実施に関する条例の改正等について
所管部	こども部
日時・場所	平成26年 5月29日(木) 11:30~11:55 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、こども施策推進準備室長
提出理由	子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子どもの保育の必要性等を認定する基準を条例に定める必要があることから、保育の実施に関する条例の改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の省令が示されていないため、基準を定める具体的な例規の種別が判断できないとのことだが、いつ国から示される見通しか。 (所管部) 6月上旬に示されると情報を得ている。 ・条例に定めると想定している保育の必要性の基準について、虐待が挙げられているが、それを事由として虐待している保護者本人が市に申請を出すとは考えにくい。どのようなことを想定しているのか。 (所管部) 児童相談所からの児童保護の勧奨通知が出された場合や、市の家庭児童相談で保護者と距離を置くことが適当と認めた児童などを想定している。 ・条例には、保護者が虚偽の申請をした場合の罰則規定を設けるとのことだが、申請後に状況が変わってしまっていて、変更内容を届け出ていなかった場合などはどうするのか。 (所管部) 保護者の状況の変化は、子どもの送り迎えの際に現場のスタッフが把握することができるので、適切に誘導できる。また、後に状況が変わった場合と、虚偽申請は区別できると考えられるので問題ない。 ・他市では、保育短時間の下限時間を64時間よりも短くするところもあるとの情報を得ているようだが、どのような背景があるのか。 (所管部) 基本的に待機児童が少なく、余裕があるものと考えられる。 ・保育短時間の下限時間について、週3日の勤務で月の総勤務時間が64時間以上の場合、保育短時間を利用できる対象になるのか。 (所管部) あくまで月で捉えるので週3日でも64時間以上の場合には保育短時間を利用できる。
会議結果	案のとおり、進めていく。